

文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定、変更承認申請及び変更届出の提出書類及び提出期限

提出書類	様式	指定申請	変更承認申請				指定取消し申請	変更の届出		備考
			学 則		校舎の各室の用途及び面積	実習施設		設置者名称位置	学則（課程教育課程、修業年限、入学定員を除く。）	
			課程修業年限入学定員	教育課程						
指定申請書 (変更承認申請書・指定取消し申請書・変更届出書)	第1号	○	○	○	○	○	○	○		
変更事項、変更年月日、変更する理由及び変更に伴い措置した事項、事務担当者連絡先を記載した書類	—		○	○	○	○		○	○	校舎の各室の用途及び面積の変更承認申請の場合は、変更の概要が分かる書類（図面等）を添付すること。
学校等の概要を記載した書類、教育課程と指定規則との対比表	第2号	○	○	○						次の資料を添付すること。 ①入学者選抜の概要（学生受入れ方針、受入れ方策など） ②編入学定員を設定する場合は、その具体的な計画（受験資格、既修得単位の認定方法、履修指導方法等） ③校舎等建物の配置図（教育課程の変更は除く。） ④校舎等建物平面図（各室の面積を記載し、専用と共用が分かるようにマーキングすること。）（教育課程の変更は除く。） ⑤校舎が未整備の場合にはその工程表、未着手のものは工事計画（指定申請のみ） ⑥専門科目に係る主たる図書100冊程度の目録（様式自由） ⑦専門科目に係る100点程度の機械・器具の名称及び数を記載した書類（様式自由） ⑧収支予算及び向こう2年間の財政計画を記載した書類（国立及び公立を除く。また、教育課程の変更の場合は除く。） ⑨各授業科目の内容を記載した書類（例えば、シラバス等） (あん摩マッサージ指圧師の指定申請の場合) ⑩当該都道府県の需給関係 ⑪関係機関からの要望書
理事会等の議事録（理事会等に付していない場合は、意思決定過程がわかる資料）	—		○	○		○		○	○	
学 則 (新学則及び新旧比較対照表を含む)	—	○	○	○				○	○	
長及び教員の氏名等を記載した書類	第3号	○	○							
長及び専任教員の個人調書、就任承諾書	第4号	○	○							
実習施設に関する書類	第5号	○	○		○					次の資料を添付すること。 ①当該申請校における年次別実習計画（実習時期、実習内容など） ②実習指導体制（教員（助手を含む。）による指導計画、実習先との連携体制など） ③変更前と変更後の実習計画を記載した書類（変更承認の場合）
提出期限		学生受け入れの前年度の6月末、8月末もしくは10月末まで	変更しようとする年度の前年度の8月末まで	承認を受けようとする日から起算して3か月前		在学生在がいないことが確定した時		変更届出事由が生じてから1か月以内		

- (注) 1 ○印は各申請等に必要な書類を示す。  
 2 指定申請書及び承認申請書の提出部数は、各正本1部とする。  
 3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に係る指定（認定）及び承認申請には、様式第5号の提出を要しない。  
 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係るものについては、各様式の「指定」の字句をそれぞれ「認定」と読み替えるものとする。

(学校名) (学校種別) 指定申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者の職名及び氏名 ㊟

このたび(学校名)(学部、学科等名)を、(根拠法)に規定する学校として指定して  
いただきたく、(根拠法令)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(注)

- 1 (学校種別)には、「看護師学校」「診療放射線技師学校」等、指定を受けようとする学校の種別を記入すること。
- 2 (学校名)及び(学部、学科等名)には、当該申請に係る学校名及び大学の学部、学科、専攻、短期大学の学科及び専攻科等の名称を記入すること。〔(変更承認申請)の場合〕、(指定取消しの場合)及び(届出の場合)も同様とする。〕
- 3 (根拠法)には、「保健師助産師看護師法第21条第1号」等を記入すること。
- 4 (根拠法令)には、「保健師助産師看護師法施行令第12条」等を記入すること。
- 5 当該学校が複数の学科等にわたって指定を受けようとする場合は、ひとつの申請書で差し支えないこと。その場合、(学校種別)、(根拠法)及び(根拠法令)は列記してかまわない。  
ただし、申請書の各様式及び添付する書類は、学校種別ごとの内容をインデックス等を使って明確に区分すること。
- 6 「申請者の職名及び氏名(届出の場合「届出者の職名及び氏名」)」欄の㊟は、本人の署名(法人にあっては、代表者の署名)をもって代えることができること。〔(変更承認申請の場合)、(指定取消しの場合)及び(届出の場合)も同様とする。〕

(学校名) (学校種別) 変更承認申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者の職名及び氏名 ㊟

このたび(学校名)(学部、学科等名)の(変更承認申請事項)の変更について、(根拠法令)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(注)

- 1 (学校種別)の記入は、様式第1号(指定申請の場合)(注)1によること。
- 2 (変更承認申請事項)には、「入学定員」、「学則(教育課程)」等を記入し、複数にわたる場合はそれぞれを列記すること。
- 3 (根拠法令)には、「保健師助産師看護師法施行令第13条第1項」等を記入すること。
- 4 当該学校が複数の学科等にわたって変更承認を受けようとする場合は、ひとつの変更承認申請書で差し支えないこと。その場合、(学校種別)及び(根拠法令)は列記してかまわない。  
ただし、変更承認申請書の各様式及び添付する書類は、学校種別ごとの内容をインデックス等を使って明確に区分すること。
- 5 変更承認申請事項のほか届出事項がある場合は、「変更承認申請書及び変更届出書」として、届出事項を含めても差し支えない。

(指定取消しの場合)

(日本工業規格 A 4 縦型)

(学校名) (学校種別) 指定取消し申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者の職名及び氏名 ㊟

このたび(学校名)(学部、学科等名)の指定の取消しについて、(根拠法令)の規定に基づき、申請します。

- 1 指定の取消しを受けようとする理由
- 2 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 3 在学中の学生又は生徒があるときはその措置

(注)

- 1 (学校種別)の記入は、様式第1号(指定申請の場合)(注)1によること。
- 2 (根拠法令)には、「保健師助産師看護師法施行令第17条」等を記入すること。
- 3 当該学校が複数の学科等にわたった場合の指定取消し申請書は、ひとつの申請書で差し支えないこと。その場合、(学校種別)及び(根拠法令)は列記してかまわない。

(学校名) (学校種別) 変更届出書

年 月 日

文部科学大臣 殿

届出者の職名及び氏名 ㊟

このたび(学校名)(学部、学科等名)の(変更届出事項)の変更について、  
(根拠法令)の規定に基づき、関係書類を添えて届出ます。

(注)

- 1 (学校種別)の記入は、様式第1号(指定申請の場合)(注)1によること。
- 2 (変更届出事項)は、「設置者」、「学則(変更事項)」等を記入すること。
- 3 (根拠法令)には、「保健師助産師看護師法施行令第13条第2項」等を記入すること。
- 4 当該学校が複数の学科等にわたって変更を行った場合の変更届出書は、ひとつの変更届出書で差し支えないこと。その場合、(学校種別)及び(根拠法令)は列記してかまわない。  
ただし、変更届出書の各様式及び添付する書類は、学校種別ごとの内容をインデックス等を使って明確に区分すること。

学校等の概要を記載した書類

事項		記入欄						備考		
設置者の氏名及び位置										
学校の名称										
学校の位置										
設置年月日										
学校長の氏名										
申請学部・学科等の名称等	学部、学科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	在学者数	指定を受けようとする時期	所在地		
		年	人	年次人	人	人	年月日			
教員組織の概要	学部、学科等の名称				専任教員等			兼任教員		
					教授	准教授	講師		助教	計
	〇〇学部、〇〇学科等				人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計			
	事務職員		人 ( )		人 ( )		人 ( )			
	技術職員		人 ( )		人 ( )		人 ( )			
	図書館専門職員		人 ( )		人 ( )		人 ( )			
	その他の職員		人 ( )		人 ( )		人 ( )			
	計		人 ( )		人 ( )		人 ( )			
校舎	専用		共用		共用する他の学校等の専用等		計			
	㎡ ( ㎡)		㎡ ( ㎡)		㎡ ( ㎡)		㎡ ( ㎡)			
教室等	講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習室		語学学習施設	
	室		室		室		室		室	
専任教員研究室		申請学部等の名称				室数				
						室				

図書・設備	申請学部、学科等の名称	図書〔外国書〕冊	学術雑誌〔外国書〕冊	視聴覚資料点	機械・器具点	標本点				
		[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	( )	( )	( )				
	計	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	( )	( )	( )				
図書館		面積		閲覧座席数		収納可能冊数				
		㎡		席		冊				
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		㎡								
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設年度	完成年度	区分	開設年度	完成年度			
		教員1人当りの研究費等	千円	千円	図書購入費	千円	千円			
		共同研究費等	千円	千円	設備購入費	千円	千円			
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要										
既設の学校の状況	学校等の名称									
	学部、学科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	在学者数	開設年度	所在地		
	〇〇学部 〇〇学科等	年	人	年次人	人	人				
授業科目の概要	授業科目の名称		配当	単位数又は時間数			専任教員配置			
			年次	必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教
	(〇〇学部〇〇学科等)									
学外実習施設の概要		申請学科等名	実習科目名	実習施設数		実習施設における実習指導者数				
				施設		人				
		計		施設		人				
専任教員の免許		学部・学科等の名称	免許	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
		(〇〇学部〇〇学科)	(看護師)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
			⋮							

(注)

- 1 教育課程の変更承認申請の場合は、「教員以外の職員の概要」の欄、「校舎」の欄、「専任教員研究室」の欄、「図書館」の欄、「体育館」の欄、「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄及び「既設の学校の状況」の欄は削除して差し支えない。
- 2 「申請学部・学科等の名称等」の欄について
  - ① 「学部、学科等の名称」の欄には、当該申請に係る学部、学科等の名称を記入すること。
  - ② 「編入学定員」の欄には、編入学定員を設ける場合に、編入学を行う年次ごとに編入学定員を記入すること。
  - ③ 「指定を受けようとする時期」の欄には、指定を受けようとする年月日を記入すること。
  - ④ 当該申請に伴い既設の学校又は当該学校の学部、学科等の入学定員等を変更（振替）する場合には、「備考」の欄にその内容を記入すること。
  - ⑤ 入学定員の変更承認申請の場合は、「入学定員」、「編入学定員」及び「収容定員」の欄に変更後のそれぞれの定員（収容定員については、学年進行終了時の数）を記入するとともに、「入学定員」、「編入学定員」及び「収容定員」の欄に申請時の数を括弧書きで記入すること。
- 3 「教員組織の概要」の欄には、当該申請に係る学部、学科等の教員組織を記入すること。
- 4 「教員以外の職員の概要」の欄中「図書館専門職員」とは、図書館等の機能を十分発揮させるために必要な専門的職員をいい、「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員をいう。
- 5 「図書・設備」の欄については、当該申請に係る学部、学科等ごとに記入すること。
- 6 「教員組織の概要」、「教員以外の職員の概要」、「校舎」及び「図書・設備」の欄中、（ ）内にはそれぞれ開設時の数を記入すること。
- 7 「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄について
  - ① 「教員1人当たり研究費等」、「共同研究費等」、「図書購入費」、「設備購入費」及び「専任教員の免許」の欄には、当該申請に係る学部、学科等について記入すること。  
ただし、大学及び短期大学附属専修学校の場合は記入を要しない。
  - ② 「学生1人当たり納付金」及び「学生納付金以外の維持方法の概要」については、当該申請に係る学部、学科等について記入すること。
- 8 「既設の学校の状況」の欄には、学校法人又は地方公共団体が、当該申請に係る学校以外に既に設置している学校ごとに、申請時の状況を記入すること。
- 9 「授業科目の概要」の欄について  
当該申請に係る学部、学科等の授業科目について、区分ごとに記入すること。  
なお、「専任教員配置」の欄には、該当する授業科目を担当する専任教員の数を入力すること。その場合、1人の専任教員が複数の授業科目を担当する場合には、いずれか1つの授業科目に「1」を入力し、その他の授業科目には「★」を入力すること。  
また、「備考」の欄には、履修方法及び卒業要件を記入すること。
- 10 「学外実習施設の概要」の欄には、当該申請に係る学部、学科等における学外実習について、各実習科目ごとに学外実習施設の数を記入するとともに、その実習施設における実習指導者数を記入すること。  
なお、複数の学部、学科等の指定を受ける場合は、学部、学科等で区分して記入すること。
- 11 大学、短期大学にあつては、本様式を「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年3月31日文科科学省令第12号）に基づく設置認可申請書の様式をもって代えることができる。ただし、「学外実習施設の概要」及び「専任教員の免許」の欄を追加すること。
- 12 本様式に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。
- 13 本様式の添付資料は、別添を参照のこと。





長及び教員の氏名等を記載した書類

(学部、学科名等)

履歴書の番号	専任・兼担・兼任の別	職名	フリガナ氏名 (年齢) (就任予定年月日)	担当授業 科目名	担当 単位数	年間 開講数	現職 (就任年月)	免許 (登録番号)	実務経験	
									教育 (年)	臨床 (年)
			[〇〇教務主任]				( )			
							( )			

(注)

- この書類は、学長（校長）及び当該申請に係る学部、学科等の授業科目を担当する教員について、学部、学科等ごとに作成すること。
- 教員の記入については、専任、兼担及び兼任の順とすること。また、専任又は兼担の教員の記入については、それぞれ教授、准教授、講師及び助教（専修学校等にあつては、教務主任、教員）の順とすること。
- 当該申請学校において2以上の授業科目を担当する教員については、「担当授業科目名」の欄にその者の担当する授業科目名を一括して記入し、同一の教員を再掲しないこと。
- 「専任・兼担・兼任の別」の欄については、当該大学の専任の教員が2以上の学部の学科、短期大学の学科及び専攻科にわたり授業を行う場合には、1の学科等に限り専任とし、その他は兼担とすること。なお、「専任」の場合にあつては、「専」と記入すること。
- 「氏名」の欄の年齢については、指定時の満年齢を記入し、また、就任予定年月日については、当該申請に係る学部、学科等への就任予定年月（入学定員変更の承認申請の場合には、それぞれ学則変更時の満年齢及び就任予定又は就任した年月）を記入すること。
- 「氏名」の欄には、指定規則上の教務主任を示すこと。
- 「現職」の欄には、申請時に所属する大学、学部、学科等の名称及び職名を記入すること。
- 「担当単位数」の欄について  
 ア各授業科目の単位数について、1年間の延べ担当単位数を記入すること  
 イ1年間の延べ担当単位数の計算は、複数の教員が分担するオムニバス方式による場合や複数の教員が共同で担当する場合には、当該授業科目の授業における担当の割合を乗じ、複数のクラス等において授業を担当する場合には、当該授業科目の1年間の延べ開講数を乗じること。  
 ウ当該申請又は届出に係る研究科等において授業科目として開設しない研究指導については、「-」と記入すること。
- 「年間開講数」の欄には、当該授業科目について複数のクラス等において授業を担当する場合、1年間の延べ開講数を記入すること。
- 「免許」の欄には、医師や看護師などの当該指定に係る免許及び登録番号を記入すること。
- 「実務経験」の欄には、指定を受けたい学校種別に係る実務経験について教育経験年数と臨床経験年数に分けて記載すること。  
 ①教育経験年数については、大学及び短期大学の教員にあつては、大学又は短期大学の常勤講師以上の経験年数とし、非常勤講師及び助手の経験年数は含めないこと。  
 ②臨床経験年数については、医療機関に勤めて得た臨床経験年数を記入すること。  
 ③看護師・保健師・助産師の指定を合わせて受ける学科等においては、臨床経験年数を当該教員の有している免許ごとに記載すること。
- 大学、短期大学にあつては、本様式を「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年3月31日文科科学省令第12号）に基づく設置認可申請書の様式をもって代えることができる。ただし、「免許（登録番号）」及び「臨床経験」の欄を追加すること。
- 本様式に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

## 長及び専任教員の個人調書、就任承諾書

(その1)

履 歴 書				
フリガナ 氏 名		男・女	生年月日(年齢)	(満 歳)
本籍地又は国籍			現 住 所	
月額基本給(千円)		千 円		
学 歴				
年 月	事 項			
職 歴				
年 月	事 項			
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
賞 罰				
年 月	事 項			
職 務 の 状 況				
勤 務 先	職 名	学部、学科等(所属部局)の名称	担当授業科目名	備 考
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日			氏名 <span style="float: right;">Ⓢ</span>	

(注)

- この書類は、学長(校長)及び当該申請に係る学部、学科等の授業科目を担当する専任教員について作成すること。
- この書類の用紙の外縁に各人ごとの通し番号を記したインデックスを付すこと。
- 「生年月日(年齢)」の欄の年齢については、様式第3号(注)5によること。
- 「月額基本給(千円)」の欄には、当該申請に係る学部、学科等への就任時の予定額(単位千円)を記入すること。
- 「学歴」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。ただし、医療従事者免許(高等学校においては、教員免許を含む。)取得に係る学歴及び取得した免許(登録番号)については、すべて記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。また、申請時に従事している場合は「(現在に至る。)」と記入すること。
- 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項について記入すること。また、教育研究上の業績を有する場合は、その内容を具体的に記入すること。
- 「職務の状況」の欄には、記入日現在における職務の状況について記入すること。なお、「専任」及び「兼任」の区分は様式第3号(注)4によること。
- 大学、短期大学にあっては、本様式を「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」(平成18年3月31日文科省令第12号)に基づく設置認可申請書の様式をもって代えることができる。原本の写しを添付する場合は、設置者が原本証明すること。なお、一括して設置者の原本証明をすることができる。
- 「氏名」の欄のⓈは、本人の署名をもって代えることができる。

(その2)

## 就 任 承 諾 書

年 月 日

( 申 請 者 名 ) 殿

氏 名 ㊤

私は、(学校名)設置認可の上は、(学部、学科等名)〇〇担当の専任教員として、年 月 日  
から就任することを承諾します。

(注)

- 1 この書類は、学長(校長)及び当該申請に係る学部、学科等の授業科目を担当する専任教員について作成すること。
- 2 学長(校長)の場合には、「(学部、学科等名)〇〇担当の専任教員」を「学長(校長)」とすること。
- 3 「氏名」の欄の㊤は本人の署名をもって代えることができる。
- 4 原本の写しを添付する場合は、設置者が原本証明すること。なお、一括して設置者の原本証明をすることができる。

実習施設に関する書類

(その1)

総括表

実習施設名	実習科目	実習施設における実習指導者 (所属・職名) (臨床経験年数)	備考

(注)

- 1 使用する全ての実習施設についてまとめて記入すること。(変更承認申請の場合は、変更となる実習施設について作成すること。)
- 2 「実習施設における実習指導者」の欄には、当該実習施設の実習指導者をすべて記入し、本務の所属先、当該学校種別に係る臨床経験(業務従事)年数を記入すること。

(その2)

実習施設の概要

名称							
位置							
開設者				管理者			
設置年月日							
診療科名						合計 診療科	
病床	病床種						合計
	病床数						
最近の患者数等							
学校からの距離		距離		交通機関		片道所要時間	
実習生受入状況 (年度)		学校名		年間受入れ延人数(実数)			
				( )			
指定規則に定める設備							

(注)

- 1 この様式は、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に定める病院を実習施設として使用する場合は、診療所、助産所、その他の施設の場合には、適宜項目の変更又は追加すること。
- 2 実習施設が複数にわたる場合は施設別に記載すること。
- 3 「診療科名」の欄には、当該実習施設において、標榜する診療科名をすべて記入するものとし、理学療法部、救急部等の診療科として位置付けられていない診療部門については、記入を要しない。
- 4 「最近の患者数等」の欄について
  - ① 看護師学校又は助産師学校にあっては、最近2年間(申請書提出時の前年度及び前々年度)の年別の入院患者延数、外来患者延数、分娩取扱数を記入すること。
  - ② 保健師学校にあっては、専任・兼任別の医師及び保健師の定員を記入すること。
  - ③ 理学療法士学校又は作業療法士学校にあっては、最近1年間(申請書提出時の前年度)の理学療法又は作業療法を受けた患者延数を記入すること。
  - ④ 視能訓練士学校にあっては、最近1年間(申請書提出時の前年度)の両眼視機能回復のための矯正訓練又はこれに必要な検査を受けた患者延数及び斜視手術取扱数を記入すること。
  - ⑤ 歯科衛生士学校にあっては、最近1年間(申請書提出時の前年度)に歯科疾患の予防処置を受けた者の数及び歯科診療を受けた者の数を記入すること。
- 5 上記以外の学校にあっては、記入を要しない。
- 6 「学校からの距離」の欄には、当該申請校からの公共交通機関等を利用した場合の距離等とする。
- 7 「実習生受入状況」の欄には、申請時の前年度における当該実習病院の年間の受入れ学校名及び受入れ延人数(実数)を記入すること。
- 8 「指定規則に定める設備」の欄には、指定規則に定める設備がある場合に、当該実習施設における設備のうち、指定規則で定められている設備について、その名称及び台数を記入すること。
- 9 本様式は、変更承認申請の場合には変更となる実習施設について作成すること。
- 10 本様式に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行って差し支えないこと。

実習施設の使用承諾書

承 諾 書

(学校名) (学部、学科等名) の実習施設として、(使用年月日) より (当該実習施設名) を使用することを承諾します。

年 月 日

開設者又は長の職名・氏名

㊟

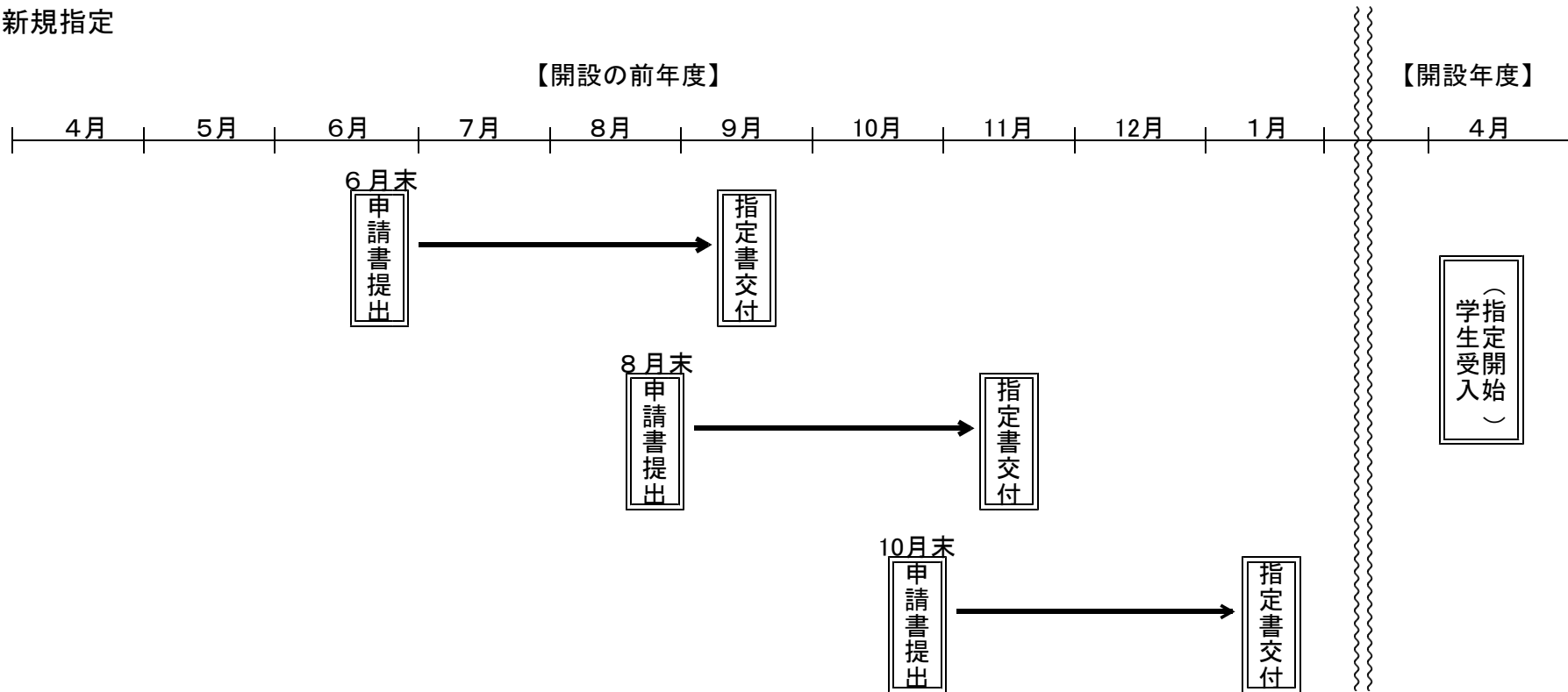
(当該申請に係る設置者名) 殿

(注)

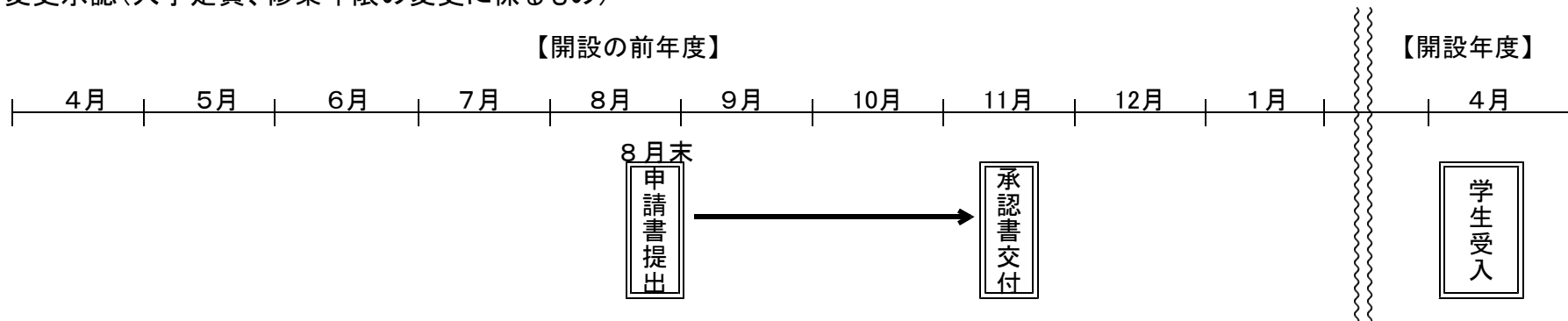
- 1 (学校名) 及び (学部、学科等名) の記入は、様式第1号 (指定申請の場合) (注) 2によること。
- 2 この様式は、使用する学部、学科等ごとの実習施設すべてについて記入するものとする。  
ただし、二以上の施設で開設者等が同一の場合は、「当該実習施設名」を併記しても差し支えない。
- 3 (使用年月日) の欄には、実際に実習を開始する年月の年月日を記入すること。
- 4 「開設者又は長の職名・氏名」の欄には、国立の病院等の場合のように管理者と開設者が異なる場合は、管理者として差し支えない。なお、㊟は、本人の署名をもって代えることができる。
- 5 本様式は、変更承認申請の場合は、追加となる実習施設のみを提出すること。
- 6 原本の写しを提出する場合には、設置者が原本証明をすること。なお、一括して設置者の原本証明をすることができる。

# 指定申請関係のスケジュール例

## ○新規指定



## ○変更承認(入学定員、修業年限の変更に係るもの)

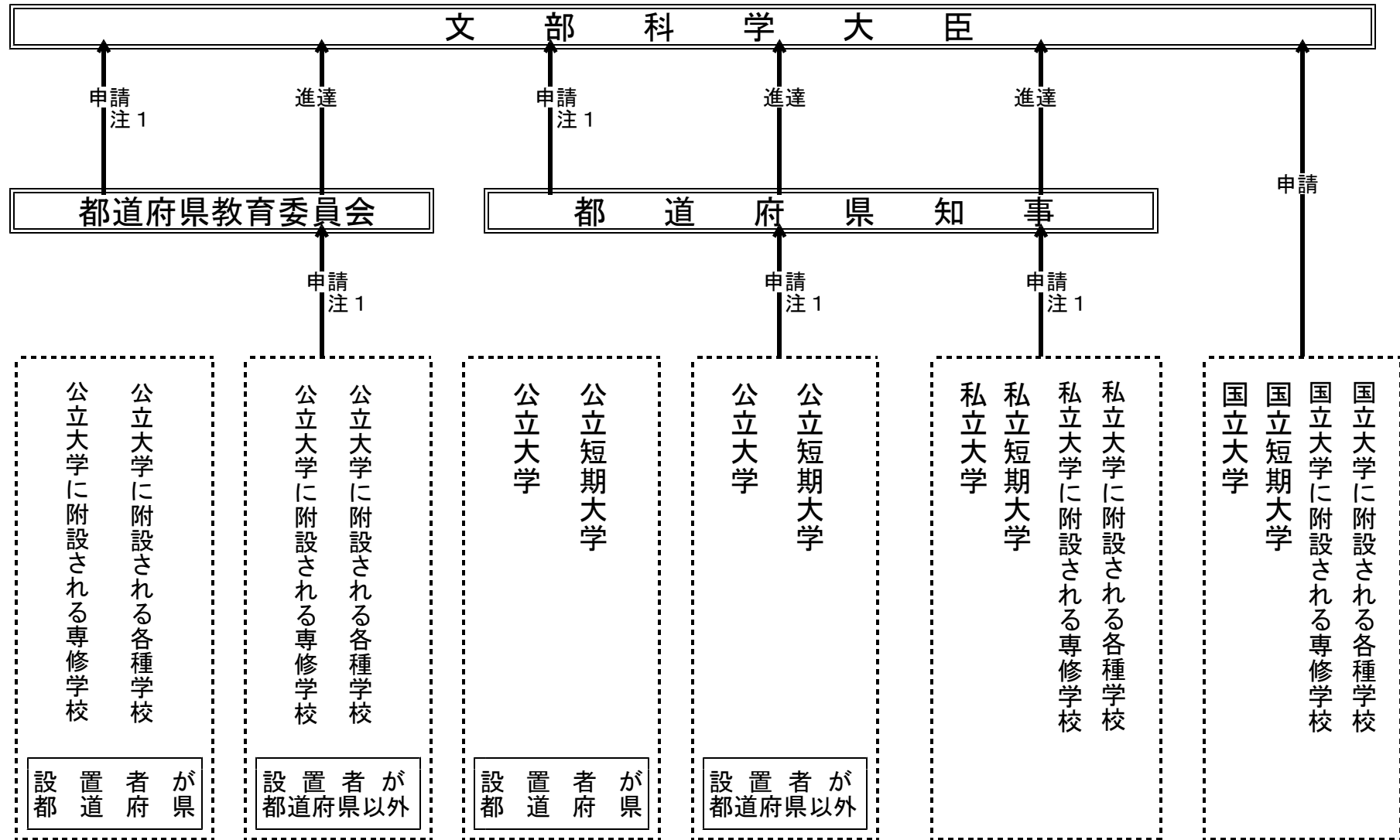


## 文部科学大臣が指定する看護師学校等の関係法令

区	分	指 定 申 請 書	変 更 承 認 申 請 書				指 定 取 消 し 申 請 書	変 更 届 出 書	
			学 則 の 変 更		そ の 他 の 承 認 を 要 す る 変 更				
関 係 法 令	保健師助産師看護師法施行令	昭和28年12月8日 政令第386号	新規指定 (第12条)	課程、修業年限、 入学定員の変更 (第13条第1項)	教育課程 の変更 (第13条第1項)	校舎の各室の 用途及び面積 の変更 (第13条第1項)	実習施設 の変更	指定の取消しを受 けようとするとき (第17条)	主務大臣が定める 事項 (第13条第2項)
	診療放射線技師法施行令	昭和28年12月8日 政令第385号	" (第8条)	修業年限、入学 定員の変更 (第9条第1項)	"	"	"	" (第13条)	" (第9条第2項)
	臨床検査技師等に関する法律施行令	昭和33年7月21日 政令第226号	" (第11条)	修業年限、入学 定員、学級数の 変更 (第12条第1項)	"	"	"	" (第16条)	" (第12条第2項)
	理学療法士及び作業療法士法施行令	昭和40年10月1日 政令第327号	" (第10条)	" (第11条第1項)	"	"	"	" (第15条)	" (第11条第2項)
	視能訓練士法施行令	昭和46年7月16日 政令第246号	" (第11条)	" (第12条第1項)	"	"	"	" (第16条)	" (第12条第2項)
	言語聴覚士学校養成所指定規則	平成10年8月28日 文部省令・厚生省令第2号	" (第2条)	修業年限、入学 定員の変更 (第3条第1項)	"	"	"	" (第8条)	" (第3条第3項)
	臨床工学技士学校養成所指定規則	昭和63年3月28日 文部省令・厚生省令第2号	" (第2条)	修業年限、入学 定員、学級数の 変更 (第3条第1項)	"	"	"	" (第8条)	" (第3条第3項)
	義肢装具士学校養成所指定規則	昭和63年3月28日 文部省令・厚生省令第3号	" (第2条)	" (第3条第1項)	"	"	"	" (第8条)	" (第3条第3項)
	救急救命士学校養成所指定規則	平成3年8月14日 文部省令・厚生省令第2号	" (第2条)	修業年限、入学 定員の変更 (第3条第1項)	"	"	"	" (第8条)	" (第3条第3項)
	歯科衛生士法施行令	平成3年6月28日 政令第226号	" (第3条)	" (第4条第1項)	学科課程 の変更 (第4条第1項)	"	"	"	" (第4条第2項)
歯科技工士法施行令	昭和30年9月7日 政令第228号	" (第10条)	" (第11条第1項)	"	"	"	" (第16条)	" (第11条第2項)	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゆう師等に関する法律施行令	平成4年9月24日 政令第301号	" (第2条)	" (第3条第1項)	教育課程 の変更 (第3条第1項)	"	"	" (第7条)	" (第3条第2項)	
柔道整復師法施行令	平成4年9月24日 政令第302号	" (第3条)	" (第4条第1項)	"	"	"	" (第8条)	" (第4条第2項)	

注) 指定(認定)申請書、変更承認申請書、変更届出書及び指定(認定)取消し申請書は、いずれも所在地の都道府県知事(大学及び短期大学以外の公立の学校にあっては、都道府県教育委員会)を経由して、文部科学大臣に提出すること。(但し、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士は公私立の指定学校設置者より文部科学大臣に直接申請)

## 医療関係技術者養成学校指定申請等の事務の流れ



- (注) 1 臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士については、公私立の指定学校の設置者より文部科学大臣へ直接申請。  
 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師については、公立の大学・短期大学は都道府県教育委員会を通じて申請。  
 3 学校教育法第一条の規定による学校（大学、短期大学等）に附設されるもの以外の専修学校、各種学校については、厚生労働大臣の指定である。  
 4 高等学校については、本通知は適用されない。